

不動産使用証明願

(登録免許税法施行規則第3条第1項の規定による不動産に該当する旨の証明)

【提出部数】 2部 (写しの場合は原本証明を行うこと。)

※状況に応じて、下記以外の書類の提出を求められることがあります。

番号	必要書類
1	登録免許税法施行規則第3条第1項の規定による不動産に該当する旨の証明願
2	(別紙) 登録免許税法別表第3の10の項の第3欄の第1号に掲げる登記に係る証明を受けようとする不動産について
3	登録免許税法施行規則第3条第1項の規定による不動産に該当する旨の証明書 ※一番下の証明文以外の記入をお願いいたします。
4	証明を受けようとする不動産の登記申請書
5	図面 (土地の場合…公図、位置図等、建物の場合…平面図、立面図、位置図等)
6	証明を受けようとする不動産の権利を証する書類 (売買契約書、賃貸借契約書等の写し)
7	証明を受けようとする不動産の取得等について決議した理事会の議事録
8	(施設開所にあたり認可、選定等を受けている場合) 認可、選定通知書等